

**相続税法における取引相場のない株式の評価と平等原則**

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所  
【裁判年月日】 令和 7 年 6 月 19 日  
【事 件 番 号】 令和 7 年（行コ）第 51 号  
【事 件 名】 相続税更正処分取消請求控訴事件  
【裁 判 結 果】 原判決取消し、請求棄却  
【参 照 法 令】 相続税法 22 条  
【掲 載 誌】 判例集等未登載  
◆ LEX/DB 文献番号 25506592

神奈川大学准教授 藤間大順

**事実の概要**

個人である f など 7 名（原告、被控訴人。以下まとめて「Xら」という）は、訴外 g とともに、d が平成 25 年 10 月に死亡したことにより、d が所有していた財産の全部を承継した。d からみて f および g は子である。承継した財産のなかには、d らが設立した株式会社である e の株式（以下「本件株式」という）が含まれていた。

相続以前の平成 25 年 8 月、e は臨時株主総会を開催し、f および g が株主として出席して、配当を行うとともに、d に新規発行株式の全て（90 万株余）を割り当てる株式発行（以下「本件新株発行」という）をすることなどについて決議した。本件株式発行により、d から e に対して現金（1 株あたり 3,976 円、合計 36 億円余）が払い込まれたため、e が有する資産に占める株式（投資有価証券）の割合が約 89.2% から約 26.1% へと下落した。配当および本件新株発行により、財産評価基本通達（以下「評価通達」という）において、e は比準要素数 1 の会社（評価通達 189(1)）にも株式保有特定会社（評価通達 189(2)）にも該当しないこととなったため、併用方式（評価通達 179(3) 但書）による評価が可能となった。d の死亡後の平成 29 年、f を除く X らは、e に対して、相続した e の株式を 1 株あたり 3,736 円で譲渡している。

d からの相続に係る相続税の申告において、X らは、平成 26 年 8 月 13 日、本件株式の価格について併用方式により 1 株あたり 1,853 円と評価したうえで相続税の確定申告をした。その後、修正申告や更正の請求を経て、所轄税務署長は、平成 30 年 9 月 7 日、本件株式について、純資産価

額方式（評価通達 179(3) 本文）により 1 株あたり 3,433 円で評価すべきであることを前提とする相続税の更正処分などをした。これを不服とする X らは、不服申立てを経て Y（国）を被告として出訴した。

本件の争点は、本件各更正処分価額が本件株式の客観的交換価値を上回り、本件各更正処分が相続税法 22 条に違反するか否か（争点 1）、本件株式の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが平等原則に違反するか否か（争点 2）である。なお、Y は、監査法人による株式価値算定報告書（本件報告書）の評価額（1 株あたり 3,488 円）も証拠として提出している。

第一審判決は、本判決も引用している令和 4 年最判<sup>1)</sup>を引用しつつ「本件株式の価額を評価通達の定める方法……により評価した額と、本件各更正処分価額……や本件報告書における評価額との間に大きな離れがあることをもって、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということとはできない……こと」や本件における税負担「の減少は、評価通達が、小会社の株式の価額について、納税義務者による純資産価額方式と併用方式の選択を認めていることにもよるものであり、必ずしも本件新株発行等のみによるものではない」ことなどを指摘して、争点 2 に関する判断により X らの請求を認容した<sup>2)</sup>。これに対して Y が控訴した。

**判決の要旨**

### 1 争点1 (課税庁評価額の合理性)

「相続税法 22 条……にいう時価とは当該財産の客観的な交換価値をいう……そして、評価通達……上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない。そうすると、相続税の課税価格に算入される財産の価額は、当該財産の取得の時における客観的な交換価値としての時価を上回らない限り、同条に違反するものではなく、このことは、当該価額が評価通達の定める方法により評価した価額を上回るか否かによって左右されない…… (令和 4 年最判参照)。

……本件各更正処分価額は、①純資産価額方式による評価額 (……1 株当たり 3443 円) 及び②……本件報告書……における評価額 (1 株当たり 3488 円) のうち、より評価額が低い上記①の評価額を採用したものである。上記①及び②の各評価額の算定方法に不合理な点は認められないところ、上記①及び②の各評価額が近似していることは、各評価額の合理性を裏付けるものというべきである。

また、e が平成 25 年 8 月 9 日に本件新株発行をした際の d の払込価額は 1 株当たり 3976 円……であり……X らが平成 29 年に……本件株式の全部又は一部を譲渡した際の譲渡額は 1 株当たり 3736 円であって……これらの事例からみた本件株式の実際の取引価額が上記①及び②の各評価額を上回っていることは、上記①及び②の各評価額の合理性を裏付けるものといえる。

そうであれば、より評価額が低い上記①の評価額を採用した本件各更正処分価額は、客観的な交換価値としての時価を上回るものではないと認められる。」

### 2 争点2 (通達によらない評価の許容性)

「租税法上の一般原則としての平等原則は、租税法の適用に関し、同様の状況にあるものは同様に取り扱われることを要求するものと解される。そして、評価通達は相続財産の価額の評価の一般的な方法を定めたものであり、課税庁がこれに従って画一的に評価を行っていることは公知の事実であるから、課税庁が、特定の者の相続財産の価額についてのみ評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするこ

は、たとえ当該価額が客観的な交換価値としての時価を上回らないとしても、合理的な理由がない限り、上記の平等原則に違反するものとして違法というべきである。もっとも、上記に述べたところに照らせば、相続税の課税価格に算入される財産の価額について、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことが実質的な租税負担の公平に反するというべき事情がある場合には、合理的な理由があると認められるから、当該財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするのが上記の平等原則に違反するものではないと解するのが相当である (令和 4 年最判)。

……本件新株発行等を前提として評価通達の定める方法……により評価すると、課税価格の合計額は、21 億 2513 万 4000 円、納付すべき相続税額の合計額は……10 億 5641 万 2200 円となる。他方、本件新株発行等をしなかった場合……には、課税価格の合計額は、38 億 3398 万 8000 円、納付すべき相続税額の合計額は……20 億 3513 万 7100 円となる。そうであれば、本件新株発行等がされたことにより、評価通達の定める方法により評価すると、課税価格の合計額は、17 億 0885 万 4000 円軽減 (軽減割合は約 44.6 パーセント) されることとなり、納付すべき相続税額の合計額は、9 億 7872 万 4900 円軽減 (軽減割合は約 48.1 パーセント) される……。上記認定の軽減される相続税の額、割合等を総合的に考慮して判断すると、X らの相続税の負担は著しく軽減されることになるというべきである。

……本件新株発行等に至る……経過によれば、f が、本件新株発行等が近い将来発生することが予想される d からの相続において X らの相続税の負担を減じさせるものであることを知り、かつ、これを期待して、あえて本件新株発行等を行ったことは明らかというべきである。

そして、証拠……及び弁論の全趣旨によれば……f を除く X らは、d に係る相続税対策を f に任せていたものと認められるから、本件新株発行等は、f を除く X らの少なくとも黙示的な承諾の下で行われたものというべきであり、X らは、租税負担の軽減をも意図して本件新株発行等を行ったといえる。

……以上によれば、本件においては、X らの相続税の課税価格に算入される財産の価額につい

て、評価通達の定める方法による画一的な評価を行うことは、本件新株発行等のような行為をせず、又はすることのできない他の納税者とXらとの間に看過し難い不均衡を生じさせ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるということができる。

したがって、本件において、Xらの相続税の課税価格に算入される財産の価額を評価通達の定める方法により評価した価額を上回る価額によるものとするには、合理的理由があると認められるから、それが租税法の一般原則としての平等原則に違反するということはできない。」

## 判例の解説

### 一 令和4年最判と類似裁判例

原判決および本判決は、令和4年最判を前提として判示している<sup>3)</sup>。同最判は、租税法上の一般原則としての平等原則にもとづき、財産評価基本通達よりも高い評価額により相続税の更正処分を課税庁がすることは原則として許されないとしつつ、実質的な租税負担の公平に反するというべき事情があるときなど合理的理由がある場合には例外的にそれが許されるとして、財産評価基本通達によらない評価額による課税庁の処分を適法と結論づけた判決である。本件は、同最判にいう「合理的な理由」の存否が争われた事案と位置づけられる。

同最判を前提として財産の評価が争われた裁判例としては、本件のほかに、いわゆる仙台薬局事件が挙げられる<sup>4)</sup>。同事件と本件は、いずれも取引相場のない株式の評価が争われたものである。同事件控訴審は、令和4年最判を引用しつつ、第一審に続いて納税者の請求を認容している。本判決は、同事件控訴審判決および本件第一審判決が令和4年最判を引用しつつ納税者の請求を認容してきた状況において、納税者の請求を棄却している。

### 二 「合理的な理由」において考慮すべき乖離

本判決は、まず、課税庁が採用した評価額が相続税法22条に反するものではないことを認定している<sup>5)</sup>（判決の要旨1）。その後、㉗本件株式発行等により相続税の納税額が大きく軽減されたことおよび㉘Xらに税負担軽減の意図があったこと

がうかがわれることをもって、通達によらない評価額による処分が許容されると判示している（判決の要旨2）。この検討の順番は、令和4年最判に沿ったものである。

第一審と結論が分かれた理由としては、㉗の評価によるものと考えられよう。令和4年最判は、通達を定めているのが課税庁である以上、通達評価額と一般的な時価との乖離は本来的には評価通達の見直しによって是正すべきであるという考え方を前提として<sup>6)</sup>、通達評価額と課税庁が算定した時価の乖離のみ「をもって」実質的な租税負担の公平に反するというべき「事情があるということではできない」旨を判示している。第一審判決は、この判示を重視しているように思われる。

もっとも、令和4年最判でも、マンションの購入および金銭の借入れという納税者の行為によって相続税の納税額が減少したことは合理的な理由の判断において勘案されており、本判決のように納税者の行為による税負担の軽減を勘案することは必ずしも同最判に反するものではないように思われる。換言すれば、同最判が合理的な理由の存否の判断において決定的な要素ではないとした乖離は通達上の評価額と課税庁が提出した鑑定評価額との間のものにすぎず<sup>7)</sup>、本判決のように㉗Xらと他の（評価軽減行為を行わなかった）納税者との間の税負担の乖離を主たる検討要素とすることは、同最判に反するものではないであろう。

### 三 決め手の欠如と令和4年最判の扱いづらさ

以上のように、本判決は検討構造としては令和4年最判には整合的なものと評価できよう<sup>8)</sup>。もっとも、㉗および㉘の事実の評価が妥当であったか、という点には疑問の余地がある。

まず、㉗税負担の軽減割合は、裁判所の認定によれば50%弱であり、令和4年最判のように通達評価額（および債務控除）を用いると相続税負担が0になるような極端なケースではなかった<sup>9)</sup>。裁判所はこの減少を「著しく軽減され」たものと評価しているが、同最判の射程がここまで及ぶのか、という点には疑問がありうる<sup>10)</sup>。

この点、裁判所には、㉗を重視すべきではないという前提があったのかもしれない<sup>11)</sup>。本件のように評価軽減行為を行った場合と行わなかった場合との比較が容易なケースばかりではないことを考えると<sup>12)</sup>、このような考え方もありうる。

しかし、本件株式発行等を主導したのは相続人のうちの一部であり、本件株式発行等が「fを除くXらの少なくとも黙示的な承諾の下で行われた」というだけで④税負担軽減の意図があったとして合理的な理由が認められるべきとは考え難い。また、一般論としても、①を重視して「納税者に税負担軽減の意図があれば評価額は引き上げるべきだ」という単純な検討をしてしまえば、事実認定による租税回避の否認を認めることに等しいという批判<sup>13)</sup>や、「意図」と公平性は別次元の問題であるという批判<sup>14)</sup>が寄せられるであろう。

以上のように、本件は令和4年最判が述べる合理的な理由を認定する決め手を欠いていたように思われるが、先行学説が指摘するとおり<sup>15)</sup>、この点は同最判の射程が不明確であることに基因するように思われる。合理的な理由を判断する際に勘案すべき要素については、終局的には、同最判が根拠とした「租税法上の一般原則としての平等原則」が何を根拠とし<sup>16)</sup>、何を保護しようとしているのか、という点から議論する必要がある<sup>17)</sup>。

#### ●—注

- 1) 最判令4・4・19民集76巻4号411頁。
- 2) 東京地判令7・1・17 (LEX/DB25617260)。第一審判決の評釈として、品川芳直「判批」T&Amaster1078号(2025年)13頁参照。
- 3) 本誌に掲載された令和4年最判の評釈として、伊川正樹「判批」新・判例解説 Watch (法セ増刊)31号(2022年)261頁参照。注2)および注4)に記載するものを除き、本稿にいう「判批」は令和4年最判の評釈である。
- 4) 東京高判令6・8・28 (LEX/DB25620971)。本誌に掲載予定の判例評釈として、坂巻綾望「判批」新・判例解説 Watch 文献番号z18817009-00-131932576 (Web版2025年3月28日掲載)参照。  
また、株式の評価が争われた本件とも仙台薬局事件とも別の事案として、国税不服審判所裁決令6・3・25裁決事集134集121頁がある。
- 5) なお、結論の当否に影響する点ではないように思われるが、平成29年の譲渡価格(3,736円)は納税義務成立後の事実であるから、争点1に関する検討において比較対象として勘案すべきではなかったように思われる。
- 6) 山本拓「判解」『最高裁判所判例解説民事篇 令和4年度』(法曹会、2025年)197頁参照。同最判後の通達改正については、渋谷雅弘「居住用マンションの評価に関する一考察」法学研究98巻1号(2025年)139頁参照。
- 7) この点は傍論であるとする見解として、渋谷雅弘「評価通達と平等原則」ジュリ1575号(2022年)105頁、

- 加藤友佳「判批」自研101巻4号(2025年)151頁参照。
- 8) なお、令和4年最判に対して厳しい批判を加える評釈として、田中治「判批」TKC税研情報31巻6号(2022年)77頁、谷口智紀「判批」税理65巻7号(2022年)144頁、増田英敏「判批」税弘70巻8号(2022年)93頁参照。
  - 9) なお、第一審は、評価方式を併用方式に揃えた場合には、本件株式発行等による軽減割合は3%弱になると認定している。
  - 10) 令和4年最判の射程を限定的に解すべきであると論じるものとして、さしあたり、伊川・前掲注3)、木山泰嗣「判批」青山ビジネスロー12巻1号(2022年)37頁、長島弘「判批」月刊税務事例54巻6号(2022年)36頁、安井栄二「判批」税務QA243号(2022年)57頁、奥谷健「判批」判時2563号(2023年)132頁参照。
  - 11) ただし、仙台薬局事件控訴審判決は、⑦税負担の軽減が観念できなかったことを主たる理由付けとしている(坂巻・前掲注4)2~3頁参照)。
  - 12) 取引相場のない株式は貸借対照表の数字などから評価軽減行為を行わなかった場合の価額の算定が容易な場合が多いかもしれない。しかし、資産の種類や納税者の状況によってはそうではない場合もある。
  - 13) 谷口勢津夫『税法基本講義〔第8版〕』(弘文堂、2025年)91~92頁参照。ただし、吉田正毅「財産評価基本通達と租税回避」版法72巻3=4号(2022年)136~137頁も参照。
  - 14) 浅妻章如「判批」民商159巻2号(2023年)242頁参照。また、馬場陽「判批」月刊税務事例54巻8号(2022年)45~46頁も参照。
  - 15) 泉絢也「判批」市民と法136号(2022年)20~21頁、長戸貴之「判批」ジュリ1583号(2023年)177頁参照。酒井克彦「財産評価の課題と展望」税大ジャーナル37号(2025年)37~38頁も参照。
  - 16) 令和4年最判は憲法14条1項を根拠として明示していない。行政法上の一般原則としての平等原則について同項を媒介とせずに導く議論を示唆する文献として、宇賀克也『行政法概説I〔第8版〕』(有斐閣、2023年)67頁参照。平等原則に関する近時の論稿として、鈴木崇弘「平等原則」法教529号(2024年)20頁も参照。
  - 17) この点を納税者の予測可能性という観点から議論する先行研究として、横井里保『租税回避否認論の新展開』(成文堂、2024年)172~177頁(初出:2023年)参照。租税法律主義(憲法84条)の派生的な原則としての予測可能性原則の内容として平等取扱い原則を理解する見解として、佐藤英明「租税法律主義と租税公平主義」金子宏編『租税法の基本問題』(有斐閣、2007年)65~66頁参照。倉見智亮「判批」税理66巻3号(2023年)235~236頁、渋谷雅弘「財産評価に関する金子説とその展開」日税86号(2025年)85~91頁も参照。

\* 本研究は、JSPS 科研費 23K01095 および 24K16249 の助成を受けたものである。